

平成30年度第4回印西市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

- 1 開催日時 平成30年12月27日(木)
午後2時00分から午後3時50分まで
- 2 開催場所 印西市役所 本庁舎 4階 41会議室
- 3 出席委員 伊藤会長、武田委員、土肥委員、大杉委員、柳橋委員
- 4 事務局 吉岡課長、五十嵐係長、鈴木主査、薄田主任主事
- 5 傍聴者 0名
- 6 会議次第
 - 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議題
 - (1) 印西市個人情報保護条例及び印西市情報公開条例の一部改正について(諮問)【公開】
 - (2) 印西市長が平成30年6月4日付け印西市推第334号で行った不開示決定に対する審査請求に係る答申案の審議について【非公開】
 - 4 閉会
- 7 議事
 - 議題1 印西市個人情報保護条例及び印西市情報公開条例の一部改正について(諮問)【公開】

会長 まず印西市個人情報保護条例及び印西市情報公開条例の一部改正についてという事で、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局 <資料による説明>

会長 事務局ありがとうございました。それでは、この条例二つ、規則一つの改正に関して、まずは範囲を限らないで質問を承りたいと思います。

委員 個人情報保護条例の第8条第2項第2号の括弧書の部分について、詳しくご説明いただけますか。

- 事務局 第8条第3項本文の規定により、本人から要配慮個人情報を収集する場合、本人が要配慮個人情報を提供したことをもって、第8条第2項第2号の本人の同意があると解することができます。したがって、第8条第2項2号の本人同意の要件は満たしていると考えております。第3項ただし書の規定により、本人以外から要配慮個人情報を収集する場合には、第8条第2項第2号による本人の同意が必要になります。
- 委員 第8条第2項第2号というのは、つまり要配慮個人情報を収集する場合の一つの要件で、それが関係してくるのが要配慮個人情報の部分だけという意味ですね。要配慮個人情報以外の個人情報の部分には、第8条第2項第2号は関係してこないということですね。
- 会長 そういう説明になりますね。
- 事務局 この第8条第2項と第3項との関係を分かり易くするために改正をしたいと考えております。
- 委員 確認ですが、6ページの第8条第2項第2号、本人同意の後の括弧があるときというのは、つまり、次項本文の規定によって本人から要配慮個人情報を収集する場合も、本人の同意があるとき、に該当しますという意味ですか。
- 事務局 はい。
- 委員 それを意味するために、この括弧書を入れたということですね。
- 会長 端的に言ってしまうと、本人からの個人情報の収集、即ち本人の同意ということになります。同意と書くだけだと、明示的に同意しないといけなくなると解釈するかもしれないので、そういう解釈の混同を避けて実務上の運用の混同を避けるという趣旨という理解でしたよね。
- 事務局 はい。
- 委員 確認してよろしいですか。参考資料4のガイドラインのいわゆる本人の同意とは、本人から直接口頭又は書面で出たものだから、同意があったものと解されるということですよ。それで本人の同意があるときという、そういうことも含まれるとガイドラインには載っておりますが、敢えてこのように括弧で書いた方がいいということですか。
- 事務局 はい、そこが今曖昧になっている部分なので、条例上明文化して、整理するというところでございます。
- 委員 この書き方は、本文の規定によって要配慮個人情報を収集する場合は、それをもって本人の同意に当たるという読み方しかできないのか、それ以外の読み方もできてしまうのかという部分について、検討が必要なかと思うのですが。
- 会長 法制執務上の問題としてということですね。
- 委員 そうです。本文次項の規定によって本人から個人情報を収集する場

合も、本人の同意が必要だということかと、一瞬読めたような気がしたので。この表現で一義的になっているのかどうか。ただ、どのような表現をすればいいのかというのはまだ思い浮かんでいないです。

会 長 「次項本文の規定により」は不要で、本人から収集する場合だけで足りませんか。そもそも第8条第3項は収集の根拠規定ではなく、むしろその制限規定になっております。それがたぶん委員が誤解を生じる原因ではないかと思われるのですが。

事 務 局 あるいはこの括弧書をやめて、新しい号を設け、「本人から要配慮個人情報収集するとき」と言った方がいいですか。

会 長 そうすると今度は同意と収集の範囲の問題が出てきます。

委 員 「本人から要配慮個人情報を収集する場合は、この本人の同意があったものと見做す」少し違いますね。

会 長 少し違和感があります。

事 務 局 見做すも考えましたが、そもそも見做す必要があるだろうかということも考えられます。

委 員 そうですね。括弧書に入れるような書き方だと何だか。本人の同意があるとき、の後に括弧入れるのは駄目ですか。

事 務 局 それも案としては考えましたが、どこに括弧を入れたら良いか難しいところです。

会 長 どう書いても違和感を覚えますね。

委 員 説明をされると分かるのですが、何かあるのでしょうかね。

委 員 「本人の同意（本人書面又は口頭により取得した場合も含む）」では駄目ですか。

会 長 書面又は口頭によりというところを抜いてしまうと、本人より取得したになりますね。そこで、取得の方法については、よく見ていただくと、書面又は口頭の後ろに等が付いています。取得手段は、何でもいいということです。そうすると、そこを限定する必要がないので、それを本人から取得したになってしまいます。だから、次項本文の規定によりというのを削ってしまって、本人から要配慮個人情報を収集する場合というのと、実は全く同じ意味になるのです。

委 員 はい、分かりました。

事 務 局 括弧書の規定ぶりがあまりなじまないでしょうか。

委 員 ちょっと分かりづらいですね。

会 長 括弧書の位置とかすごく悩みます。その他ご質問があれば承ります。別の部分でも構わないです。

<質問なし>

会 長 では一つよろしいですか。先程個人情報保護法の改正に伴う基本指針があるという話でしたが、それはいつの何ですか。その基本方針の法的な位置づけはどうなってますか。

事務局 基本方針は、個人情報保護法の中で、政府が定めるものとなっております。

会長 それに関して、法的拘束力が法律上の明文の根拠があるものにはなっていない、一応法的拘束力があるという話になるでしょうか。

事務局 この基本方針は、平成16年4月2日閣議決定となります。

会長 それは一番最初のものですね。改正の基本方針があるのですか。

事務局 基本方針は一つで、改正の部分が溶け込む形になります。この中に市町村はその条例の見直しを行うにあたっては、個人情報保護法と行個法を参考にし、特に行個法の内容を参考にしつつ見直しを行うようにということが明記されています。

会長 改正基本方針という別のものがあるというわけではないのですね。特に行個法を見て見直せというのであれば、収集制限は無しでもいいことになります。

事務局 はいそうです。

会長 分かりました。では、引き続きご質問を承ります。

<質問なし>

会長 特に今のところ無いですか。そうしたら、この第8条第2項の部分に係らない部分で、少しご意見を頂いていきたいと思うのですが、まず個人情報保護条例の個人情報というものに関して、ここを今回少し修正しました。いくつかありまして、まず、一つは個人識別符号というものができました。指紋データ、旅券番号などですが、コンピュータで使うという前提でデータ化されたものになります。指紋そのままというわけではなくて、それを電子記号に置き換えたものが個人識別符号というわけです。このようなものを個人情報保護法で入れたので、条例でも入れようということになっているのですが、まずはこの点に関して皆さんのご意見はございますか。

<意見なし>

会長 よろしいですか。では、審査会の意見としては、個人識別符号を法改正に合わせて入れることが相当であるというような意見にしたいのですがよろしいでしょうか。

<委員同意>

会長 はい、ありがとうございます。では、前後するようで申し訳ないのですが、先程の第8条第2項第2号の改正について。本人同意があるときは、要配慮個人情報を収集できます。本人から収集するときも要配慮個人情報を収集できます。あとは同意と本人からの収集との関係がどうなのかという話です。本人からの収集の中に同意が含まれているという前提が多分あるので、あえて書くのかという問題がまず一つ。ただその本人からの同意にしておかないといけないのは、第三者から収集する場合であっても本人の同意があれば第三者から収集できてしまうので、これはどうしても入れておかなくて

はならない。そうすると、誤解を避けるための確認規定として、本人から要配慮個人情報を直接という言葉を入れるかどうかですね。参考資料4には、直接、適法と書いてあって、適法の方は適法収集原則が条例に謳ってあるので、敢えて入れると重複になってしまう。直接収集原則というのは、第8条には明確には書いてありません。第8条第3項では、本人から収集しなければならないというように書いてあります。でもそうすると、間接的な場合はどうなるのかという話が出てきて混乱してしまいます。

- 委員 「同意には、次項本文の規定により……」を入れるか入れないかは別にして、「同意には本人から要配慮個人情報を収集する場合を含む」は入れなくても同意を指しているのは分かりますかね。
- 会長 違和感を覚えるのは何故なのでしょう。同意という名詞に対して、名詞ではないから。「同意」に関して、「場合」で答えているからでしょうか。でも、「場合」なんですここに入る文言としては。「実施機関が本人から要配慮個人情報を収集する場合を含む」だと、読んであまり違和感ないですか。どうでしょうか。
- 委員 厳密に見れば意味が分からなくなってきました。
- 会長 日本語的に違和感があって、どうしますか。
- 委員 例えば、括弧の中は「要配慮個人情報を含む」だけだと足りないんですか。
- 会長 多分ですが、「同意」という行為に関する名詞がいるんです。同意というのは、行為を表す名詞です。そうすると、行為を表す名詞の中に入れないとイケなくて、その中に印西市が本人から収集していることを表す、最終的には行為を表す名詞が必要となります。
- 委員 「同意があるとき」の後に入れるのではだめですか。その方が同意があるときにも、こういう場合を含むという意味になるので。先程会長が言っていた違和感を解決するためにはそうなのかなと思ったのですが、確かに同意の定義として中に含みますというのであれば同意の後に入れるという位置づけになるかと思います。
- 会長 でも、同意の定義ではないですから。
- 委員 そうですね。同意がある場合にこういう場合を含みますというのであれば、あるとき、の後に入れるのもいいのかもしれない。
- 会長 では、括弧の位置をずらして、「次項本文の規定により」ですが、やはり無い方がいいと思いますので、削るということではどうでしょうか。
- 委員 第8条第3項との関係を明確にするために入れているのですよね。
- 会長 そうです。ただ、位置関係が近いから、その文言が無くては分かるので、それほど混乱は生じないですし、逆にこの文言があることで、収集の根拠は第8条第3項であるというような話になってしまいます。でも根拠は別に定めなければいけないので、削る方向でいかが

でしょうか。特にご意見が無ければそうしたいのですが、よろしいでしょうか。

<意見なし>

会長 では、審査会としては、このようになりました。

次に、要配慮個人情報の定義についてですが、これまで存在していたセンシティブ情報は、新旧対照表の5ページ下の右側の欄にあります「思想、信条、及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報」というもので、この部分に対する要配慮個人情報の定義が、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報」となります。条文の読み方としては、参考資料3の1ページ、行個法の第2条第4項に、「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の履歴、犯罪により被害を被った事実」及び「その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」と定められています。今までのセンシティブ情報の定義では「社会的差別の原因となる個人情報」という文言がありました。これについては制限がなかったので、社会的差別の原因となるような情報一般という広い意味になっていました。しかし、要配慮個人情報の定義では、内容を11項目に限定をするという言い方もできます。どういうことかということ、ある意味エッジをきちんと立てたことにより、実務上の運用よりは定義の幅が広がったけれども、条例をきちんと解釈した場合には定義の幅が狭くなったという整理で多分いいと思います。そこで、国の法令の解釈にそのまま則っていた方が理解しやすいという考え方がありますが、そのような形の規定の仕方でよろしいかということになります。ただし、こうしなければいけないということは全くなく、実際、要配慮個人情報について定義をしている自治体、していない自治体があります。それが参考資料5になります。そこで、まず要配慮個人情報の定義ですが、事務局案でよいか、それとも従前のいわゆるセンシティブ情報のままにするか、選択肢としてはもう1つ、新しく定義を作るとなりますが、いずれがよろしいでしょうか。具体的に問題なのは先程申し上げたとおり、性的指向のようなものが社会的差別の原因となるのか。以前申し上げましたように、海外では労働組合員である地位みたいなところがセンシティブ情報というところに含まれているようです。そういったものに関しては特に日本の場合扱いが微妙なので、特に性的マイノリティの問題に関しては、今回の要配慮個人情報の定義には直ちに該当することはない。先程事務局の方から説明がありましたけれども、一つ考えられるのは、概念が固まっていないという話

なんでしょうね。性的指向、その指向の中身には色々あるので、恋愛もその対象になるのか、視覚的にその対象となるのか。細かいところの話が出てくるので難しいというのはあるとは思いますが。そのような差があるのですが、どちらがよろしいですか。今回の事務局案というのは、一応、個人情報保護法と平仄を合わせるということになってます。特段ご意見がないということであれば事務局案ということになるのですが、よろしいですか。

<委員同意>

会 長 はい、ありがとうございます。

次に、要配慮個人情報に関する取扱いについてです。先程申し上げたように、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律というのは、要配慮個人情報について特に収集制限がかかっていないという点がございます。片や個人情報保護条例は、類似の概念であるセンシティブ情報に関して収集制限をかけてきたという歴史がございます。このことについて、要配慮個人情報がセンシティブ情報に完全に置き換わるということによろしいでしょうか。

<委員同意>

会 長 そうすると、今度は要配慮個人情報を、今までとのセンシティブ情報と同じような形で収集制限をかけていくことが適切かということになります。具体的に問題になるのは特に福祉分野で、要配慮個人情報を取り扱うことが非常に多い。この取扱いに対して法令上の根拠があったり、本人の同意が得られたりするかと言ったら、必ずそうではない場合もある。例えば、本人の病状を隣の人に聞き取るなどですね。そういうことをしていいのか悪いのかと言えば駄目なんですね。でもそういう情報を集めないと、ご本人が出てこない場合にですね、病状を誰からも聞けないという状態になってしまう。このような状況では、審査会の答申となります。もう1つの問題は、法令や条例で決めるのであれば、住民の代表の方が決めることとなりますが、それを、審査会という割と狭い範囲で決めることが適切なのかということですね。事実上、答申をするという形で私たちが決めてしまうということですね。

委 員 要配慮個人情報に収集制限をかけることによって、審査会に諮るものは増えそうですか。

事 務 局 本人の同意ということで整理できる部分も多くあると思いますが、本人同意、あるいは法令等にも該当しないものが、精査することもあることも考えられます。

会 長 法令等の根拠の考え方がという話を前回しました。ご本人から収集する場合であれば私もよいと思うのですが、法令上の根拠の部分で収集してよいとは書いてなく、事業の根拠となっているものを、収集の根拠としています。解釈として行き過ぎではないかなと思って

いる部分があり、仮に私の意見を取るとすると、かなりの数が出てくると思います。これは実際他の自治体ですけど、多分100件を超えました。

委員 年間100件ですか。

会長 いえ、現在届け出ている事務です。

事務局 今年度印西市では274の事務が該当すると思われます。

会長 それは要配慮個人情報を取り扱ってる事務ですよ。

事務局 はい。

会長 その中で、法令の規定に基づいて収集が可能な事務の数が、印西市は少ないでしょう。

事務局 はい。

会長 これは法令等の解釈の仕方が、ずれているからです。

委員 そうすると、現状は、法令に則ると本当は収集できないものも集めてしまっているものも多いうことでですか。

会長 法令等という言葉に対する考え方の違いです。事務局では法令等を比較的緩やかにとらえている。事業を行ってもいいと書いてあるが、そこで要配慮個人情報を収集していいとは書いていない。要配慮個人情報に対する取扱いの意識がきちんと浸透していれば、その都度、例外規定のどれに当たるかということを考えて思うのですが、仮に、収集制限に気づかないと問題です。

委員 前回に配られた資料を見て、収集している個人情報がたくさんあるなど感じました。

会長 条例上は、個人情報は何かしらの形で必要な部分を必要な範囲で収集するというのが自治体の個人情報収集の本来あるべき姿だということになっていますので、スクリーニングができるような仕組みがあった方がいいということになるわけです。そうすると、収集制限はかけるという方向になるでしょう。

委員 私も収集制限をかけた方が良く思っています。元々センシティブ情報については収集制限をかけてきた。それを外してしまうとそれは大きな変更となるので、収集制限をかけた方が良くだろうと思います。そもそも要配慮個人情報の定義を明確化する趣旨は、その取扱いを判断しやすくなるようにするわけなので、現状の収集制限は維持した方が良く思っています。

委員 私はやはり市民サービスを考えたときに、それに悪影響を与えるようにならない方がいいと考えます。市民サービスが低下することになると、それは逆効果だと思いますので、その辺が非常に難しいと思います。

会長 要配慮個人情報の収集に制限をかけるのは、ある程度はやむを得ないということになります。同時に市民サービスが低下しないような適切な要配慮個人情報の取扱いができるような仕組みを作っておく

べきだということです。そうすると、収集制限をかけるのはいいところまでは一緒にそこに付帯がつくという形になります。

委員 同感です。収集制限に関しては、福祉などで緊急を要する場合があります。そういうものに対応するためにどうしたらよいか。例えば生命、財産など個人にとって大切なものに対して、上手に対応していけるようなものができると思いいます。

委員 福祉関係などでは要配慮個人情報が必要とすると思うので、そこを明確にしておけば大丈夫だと思います。本当に必要な部署は必要な情報を持っているべきだと思います。

会長 収集制限をかけるという方向で、緊急の場合等に適切に要配慮個人情報を用いて、それが市民生活の向上あるいは維持に資するものであれば、収集できるというような仕組みを作っておくことは必要であるということです。

委員 現状は福祉関係ではどうなっているのでしょうか。

会長 事実上は回っています。ただ、それが個人情報保護条例という視点から見たときに、運用があっているかというところが問題になります。

委員 例えば、第8条第2項に第3項第4号のような例外規定を設けるとするのはどうでしょうか。

会長 要配慮個人情報であるということで、実施機関だけのスクリーニングで良いかということもあります。

委員 緊急性のカバーと収集制限のチェック機能の両方の要請を満たすのはなかなか難しいですね。

会長 事後的に審査会に報告するという方法はあります。

委員 でも、緊急事態に対処するためには例外規定がないと厳しいですね。今の規定だとできないことになる。

会長 緊急時の例外規定を設けますかいかがでしょうか。

委員 そういう項目があったほうが良いと思います。

会長 要件をかなり絞って、対象が人の生命、身体の安全のため、財産を入れるかどうか。

会長 災害発生時などは、ある意味総動員です。自治体の垣根も何も越えて対応する。それについて不法行為だと言われても困るわけです。この部分に関しては選択肢が二つあって、答申の中に例外規定を設けるべきという形で条例案を作成し、それを審査に諮る方法が一つです。もう一つは、審査会で先に条例案を整備して、皆さんで検討するというのが一つです。いずれがよろしいでしょうか。例外規定を入れるというのが前提なのですが、例外規定を入れるというところに関してはご意見ございますか。

<意見なし>

会長 では、例外規定を設けることにしましょう。そうすると方法は二つ

になります。とりあえず事務局で生命、身体、財産を入れた条例案を作成し、皆さんに意見を述べていただいて、最後に意見を集約する方向でもいいですか？

会 長 では、条例案ができましたら各委員に送ってください、その案に関してご意見を頂戴して、最後会長と事務局とでまとめさせていただいて、条例案を法令審査委員会に提出するという事にしたいと思います。

続きまして、今度は非識別加工情報についてです。これは今までの話とは違っておまして、いわゆるビッグデータというものを、自治体からも吸い上げて有効利用しようというもので、個人情報保護法の改正に伴って導入されましたが、参考資料5にございますように、条例改正をしたどの自治体も取り組んでいないという状態がございます。考えられる理由としては、地方公共団体に対してニーズがない。非識別加工情報には、その情報を見ても誰だか分からない情報にしなくてはいけない匿名性というものが必要になっております。その匿名性の審査を自治体の審査会が行うことになるのですが、それができるかという話がございます、引き続き周囲の状況を見ていくというのが現在までの流れです。皆さんのご意見を承りたいと思います。

委 員 事務局案として出てきている、他の動向を注視するという事によろしいかと思えます。

会 長 よろしいですか。

<委員賛成>

会 長 ありがとうございます。あとは情報公開条例で、これは所要の改正ということになりますので、その他の改正部分に関してご意見のある方はいらっしゃいますか。

<意見なし>

会 長 よろしいですか。事務局補足ありますか。

事 務 局 参考資料2の4ページの個人情報取扱事務届出書についてですが、実施機関が要配慮個人情報を取り扱っている場合は当該届出書に記載して、どのような事務に利用しているかということをも市民の方に公表するために様式を改正します。

会 長 ありがとうございます。他にありますか。

事 務 局 よろしいでしょうか。収集制限の例外規定についてですが、要配慮個人情報であってもその他の個人情報であっても、緊急性という面での条件というのは同様であると思えますので、新たな規定を追加するという事であれば、第8条第3項第4号を参考にしたいと考えております。

会 長 第8条第3項第4号を変更する必要があるかないかですね。第3項第4号に対してご意見を頂ければと思います。例えば「緊急かつや

むを得ないと認められる」というのが、実施機関の裁量判断の幅が広いということで、例えば「それが明らかであるとき」というような客観的な基準にするとかですね。あとは「生命、身体、生活、財産」がありますけども、財産はいらないとかですね。そういった部分でいくつか案があろうかと思えます。ご意見頂戴したいと思えます。

<意見なし>

会 長 それでは、議題1終了といたします。これをもちまして本日の会議は閉会といたします。長い時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

- 議題2 印西市長が6月4日付け印西市推第334号で行った不開示決定に対する審査請求に係る答申案の審議について【非公開】

【当日使用した資料】

1. 印西市個人情報保護条例及び印西市情報公開条例の一部改正について（諮問）

資料1 諮問書

参考資料

- 1 印西市個人情報保護条例及び印西市情報公開条例の一部改正について（新旧対照表を含む。）
 - 2 印西市個人情報保護条例施行規則の一部改正（新旧対照表）
 - 3 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等（抜粋）
 - 4 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（抜粋）
 - 5 県内の自治体における個人情報保護条例の改正状況
2. 印西市長が平成30年6月4日付け印西市推第334号で行った不開示決定に対する審査請求に係る答申案の審議について

資料2 答申案

参考資料

- ・平成30年度第3回印西市情報公開・個人情報保護審査会調査審議記録

この会議録は、印西市情報公開・個人情報保護審査会委員全員の個別の承認を得たものである。

平成31年2月12日

印西市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 伊 藤 義 文